

長久手市 一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画 素案について

1. ごみ処理基本計画

(1) 計画の概要

本計画は、廃棄物処理法に基づき本市の廃棄物処理の方向性を定めるものであり右図に示す構成となっています。

第1部は「総論」として計画の基本的事項及び本市の概況を記載しています。

第2部は「ごみ処理基本計画」として本市のごみ処理の現状や基本方針、目標等を記載しています。

第3部は食品ロス削減推進法に定める「食品ロス削減推進計画」です。食品ロス削減はごみ処理基本計画の基本施策の一つで、内容が密接に関連することから、一般廃棄物処理基本計画の一部として第3部に策定しています。

第4部は「生活排水処理基本計画」として、生活排水処理の方向性を定めています。

本計画は、第6次長久手市総合計画(令和元～10年度)及び第4次長久手市環境基本計画(令和3～12年度)を上位計画としており、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画の期間とします。

なお、計画期間の中間年である概ね5年目(令和10年度)に計画の見直しを行うこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における一般廃棄物処理の方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

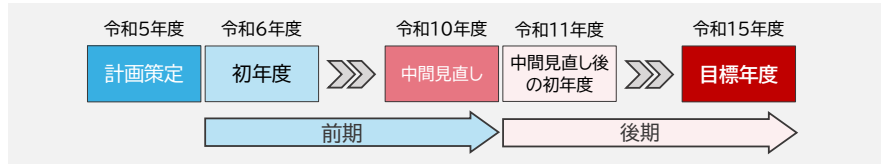
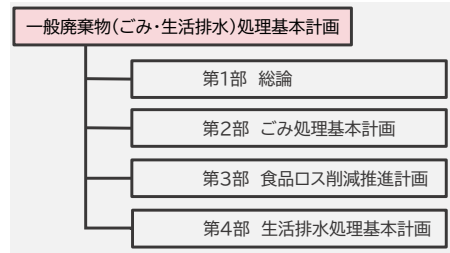
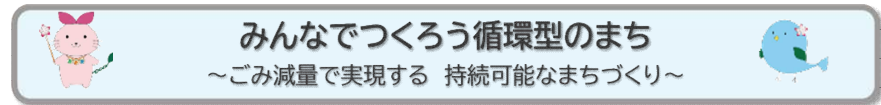


図 2 計画の期間

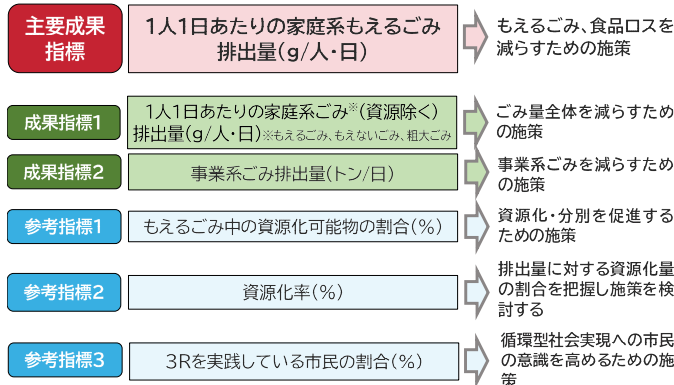
(2) 基本方針

次期一般廃棄物処理基本計画においては、現計画に引き続き「みんなでつくろう循環型のまち」を掲げながら、ごみ減量によって持続可能なまちづくりを目指すこととし、将来像を次のように定めます。



主要成果指標として、「1人1日あたりの家庭系もえるごみ排出量(g/人・日)」を設定し、もえるごみや食品ロスを減らすことを目標とします。主要成果指標については、目標値を毎年度設定し、年度ごとに目標達成状況を検証します。

次に、成果指標として「1人1日あたりの家庭系ごみ(資源除く)排出量(g/人・日)」と「事業系ごみ排出量(トン/日)」の2つを設定します。成果指標は本計画の目標年度の令和15年度において達成することを目標とします。



最後に、参考指標として「もえるごみ中の資源化可能物の割合(%)」を設定し、もえるごみとして捨てられている資源化可能物を減らし、資源化を促進することとします。また、これまでの本市の計画で目標として設定していた資源化率は、今後増加させることは困難な時代に来ていることから、資源化率については成果指標とせず参考指標とします。加えて、「3Rを実践している市民の割合(%)」も市民意識を把握する指標として参考指標とします。

参考指標については、具体的な目標値は設定しませんが、実績をモニタリングし、資源化や意識向上への取組へつなげます。

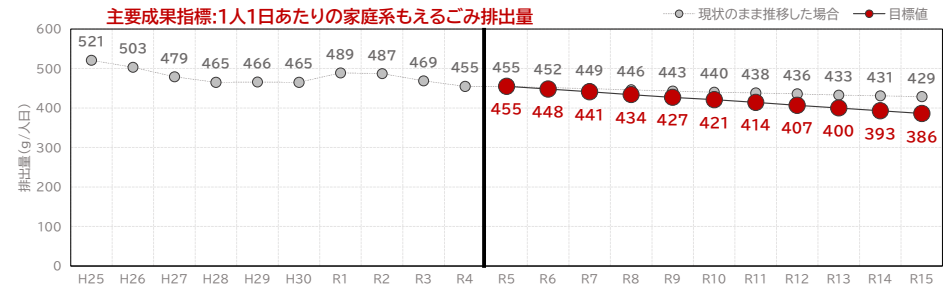
本市のごみ・資源排出量の実績から目標年度までの排出量及び人口を推計し、目標年度までの本市の計画目標値を以下のように定めます。

表 1 計画目標値

項目	令和4年度実績	現状のまま推移した場合の令和15年度排出量	令和15年度計画目標値	現状のまま推移した場合からの減量
主要成果指標 1人1日あたりの家庭系もえるごみ排出量	455 g/人日	429 g/人日	386 g/人日	さらに43g/人日減量
成果指標1 1人1日あたりの家庭系ごみ※(資源除く)排出量 ※もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ	484 g/人日	458 g/人日	412 g/人日	さらに46g/人日減量
成果指標2 事業系ごみ排出量	12.3 トン/日	12.3 トン/日	11.3 トン/日	さらに1トン/日年間365トン減量
参考指標1 もえるごみ中の資源化可能物の割合	32.7%	実績をモニタリングし、資源化や意識向上への取組へつなげる		
参考指標2 資源化率 ※団体回収量、自主回収量を含みます	20.9%			
参考指標3 3Rを実践している市民の割合	79%			

表 2 減量目標の内訳

燃えるごみ	- 42.8 g/人日	資源物増加量	+ 15.9 g/人日
燃えるごみの資源化量	-14.9 g/人日	プラスチック製容器包装	+ 4.0 g/人日
燃えるごみの減量のみ	-27.9 g/人日	古紙	+ 6.4 g/人日
燃えないごみ	- 2.0 g/人日	紙おむつ	+ 0.4 g/人日
燃えないごみの資源化量	-1.0 g/人日	びん	+ 0.1 g/人日
燃えないごみの減量のみ	-1.0 g/人日	かん	+ 0.2 g/人日
粗大ごみ	- 1.0 g/人日	ペットボトル	+ 0.9 g/人日
粗大ごみの資源化量	0.0 g/人日	古着・古布	+ 1.0 g/人日
粗大ごみの減量のみ	-1.0 g/人日	小型家電	+ 0.6 g/人日
		プラスチック製品	+ 2.2 g/人日
		剪定枝	+ 0.1 g/人日

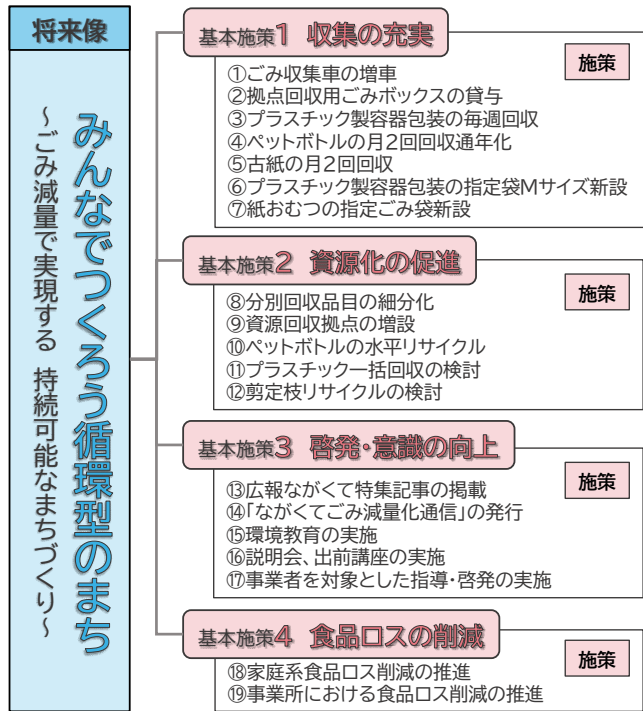


(3) 基本施策

本市では、現行計画において5つの基本施策を中心に、「市民・事業者と行政が共に考え、市民・事業者が主役となる実践行動に！」を柱に施策・事業の展開を図ってきました。

令和4年度にはごみ減量や分別、収集に関する施策や市民がごみ減量に取り組みやすい環境づくり、市民への啓発強化などの取組をまとめた、「長久手市ごみ減量・収集アクションプラン」を作成し、より実践的、具体的な取組を推進しています。

次期計画では、基本方針で掲げた将来像を実現するために、このアクションプランを軸にした4つの基本施策のもと、具体的な取組を進めます。



2. 食品ロス削減推進計画

(1) 基本方針

食品ロス削減の推進は、ごみ処理基本計画の基本施策の1つです。ごみ処理基本計画の基本理念「みんなでつくる循環型のまち～ごみ減量で実現する 持続可能なまちづくり～」を基本とし、今まで以上に食品ロス削減を楽しみながらみんなでチャレンジする意味を込めて、将来像を右のように定めます。

(2) 目標

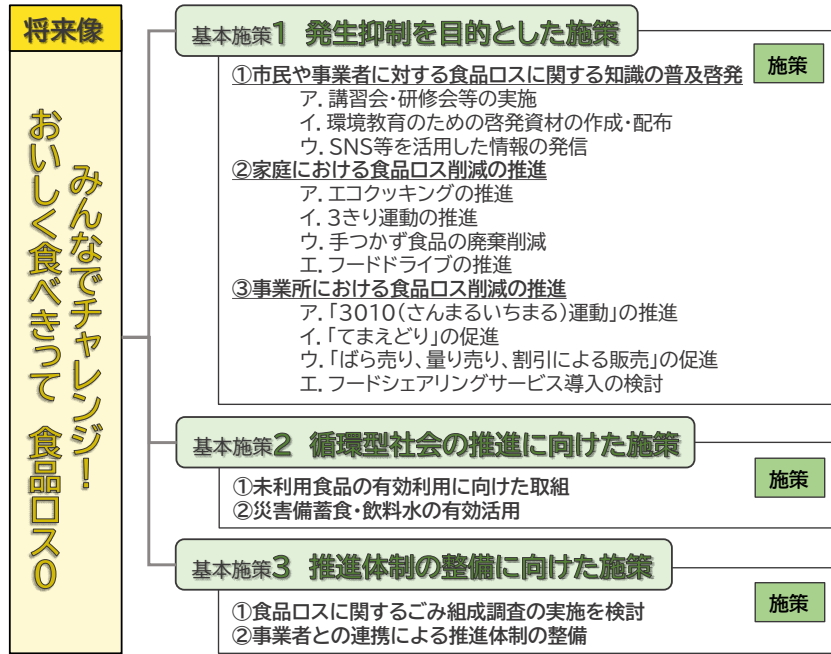
本市では国の削減目標に基づいて計算した食品ロス削減量22gを削減目標とし、表 3 に示すように食品ロス量の目標値を定めます。

表 3 本市の家庭系食品ロス量の目標値

指標	基準年度	目標年度	目標達成まで
	令和4年度	令和15年度	
1人1日当たり 家庭系食品ロス量	76(g/人日)	54(g/人日)	スライスチーズ 22(g/人日)削減は スライスチーズ1枚分です

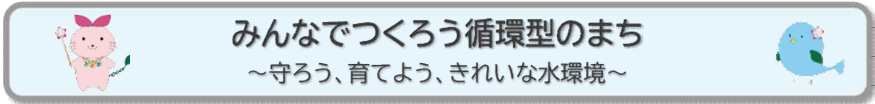
本市では、市民にさらに食品ロスへの理解を高め、行動につなげてもらうように、目標年度の令和15年度までに食品ロス問題の認知度を98%に、食品ロスを認知して1つ以上の取組を実践している人の割合を95%にすることを目標とします。

指標	基準年度	目標年度
	令和4年度	令和15年度
食品ロス問題の認知度	93.2%	98%
食品ロス問題を認知して1つ以上の取組を実践している人の割合	92.5%	95%



3. 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画ではごみ処理基本計画の基本理念と共通の「みんなでつくる循環型のまち」を基本とし、生活排水の適正処理によりきれいな水環境を守り、育てることを基本方針とし、将来像を次のように定めます。



この基本方針に基づき、生活排水を適正に処理していくことを目標とします。

生活排水処理の今後の方針は以下のとおりです。

①公共下水道については、整備済地区内の未接続世帯に対する早期の接続を促進します。

②農村集落家庭排水施設については、整備が完了しており、今後は施設の修繕・更新を予定しています。

③合併浄化槽を活用している世帯については、浄化槽の維持管理を徹底するように指導していきます。浄化槽利用世帯については、公共下水道や農業集落家庭排水等の整備区域内においては下水処理施設への接続を促します。